

ふとん洗濯・乾燥・消毒サービス

問 市社会福祉協議会 ☎(37)33313

☎http://shakyo.or.jp/hp/1054/

高齡福祉課 ☎(55)7116

▼実施日／5月19日(火)～22日(金)・26日(火)

▼対象者／

・65歳以上のひとり暮らしの方で要介護1から5の認定を受けている方

・65歳以上の高齢者のみの世帯で要介護1から5の認定を受けている方

・身体障害者(児)【身体障害者手帳1または2級】

・知的障害者(児)【療育手帳A判定】

・精神障害者(児)【精神障害者保健福祉手帳1級】

※2月1日現在、該当すること

▼申し込み／2月3日(月)から21日(金)までに問い合わせ先または各支所へ

※以前に利用されている方も毎回申請が必要

※申請書は問い合わせ先のホームページからダウンロード可

▼持参するもの／印鑑、該当する障害関係手帳または介護保険被保険者証

▼取扱寝具／掛ふとん、敷ふとん、毛布、シーツの中から合計4点まで

※同一種類は2点まで

▼利用料／無料

※実施日の午前中にお預かりし、原則当日中にお届けします。

市税の納め忘れはありませんか？

問 収納課 ☎(55)7121

市税は市民の皆さんの生活に必要な行政サービスを行う財源であり、所得や資産の状況に応じて、公平に負担していただくものです。納期限を過ぎても市税を納付していない場合は、早急に納めてください。

Q. 市税を納め忘れて納期限が過ぎってしまった。このまま放置しているとどうなるの？

A. ①納期限の翌日から延滞金が加算されます。②納期限後20日以内に督促状を送付します。③そのまま滞納した状態が続くと、財産の差押えを行い、滞納している市税に充てる手続きを進めます。

差押えの状況

平成30年度	345件
財産の内訳	預貯金・給与・生命保険などの債権、不動産など
実績(収入)	約3,787万円

病氣、事業の休廃止、失業などのやむを得ない理由で、一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることがあります。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

令和3年(来年)市成人式

問 生涯学習課 ☎(55)7137

▼日時／令和3年1月10日(日)午前10時

▼場所／文化会館(佐屋・立田地区) 佐織公民館(八開・佐織地区)

▼対象／平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方

※詳細は、来年度広報でお知らせします。

「家庭の日」県民運動強調月間
2月1日(土)～29日(土)

問 生涯学習課 ☎(55)7137

スローガン

「親子の対話がつくる ような家庭」

毎月第3日曜日は「家庭の日」

「家庭」はかけがえのない生活の基盤であり、家族が互いの心のふれあいと連帯感を深め、子どもが人間としての生き方の基本を学ぶもつとも大切な教育の場です。

今一度大人が「家庭」を見つめ直して、子どもと対話する時間を増やしましょう。



税務署からのお知らせ

税務署へのご相談は、電話相談をご利用ください。

- Step1 津島税務署へ電話をかけます ☎(26)2161
- Step2 音声案内に従い、ご用件に応じて次の番号を選択

番号	相談内容
0	確定申告に関するご相談、申告書等の送付や相談会場に関するお問い合わせ
1	相続税、法人税、印紙税等のご相談
3	消費税の軽減税率制度についてのご質問

※開設時間は午前8時30分から午後5時までとなります(閉庁日を除く)。
※「0」番は、3月16日(月)まで選択可能です。
※納付のご相談など津島税務署へご用の方は「2」を選択してください。